

第四管区海上保安本部 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画とは

首都直下地震のように中央省庁自体も被災により機能低下し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、優先実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図り、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

BCP(Business Continuity Plan)・・・自然災害など、予期せぬ事態が発生したときでも、業務を継続できるようにするための計画

■ 1 本計画の位置付けと基本方針

背景

中央防災会議

首都直下地震対策大綱 (H17.9)

首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するため、事業継続計画を策定する

首都直下地震応急対策活動要領(H18.4)

海上保安庁の主な活動は、救助・救急活動、船舶交通の安全確保、緊急輸送活動など

中央省庁業務継続ガイドライン(内閣府)(H19.6)

首都近郊の地方支分部局も、本ガイドラインの適用推奨範囲

海上保安庁業務継続計画 (H20.4)

・首都直下地震(東京湾北部地震)を想定

位置付け

第四管区海上保安本部業務継続計画 (H22.6)

・東海地震、東南海・南海地震を想定

【位置付け】

海上保安庁防災業務計画及び第四管区地震災害対策本部規則を補完し、東海地震対策大綱及び東南海・南海地震対策大綱で定める地震対策を政府一員として実現するための計画

第四管区海上保安本部 業務継続計画(BCP)の概要

基本方針

- ① 人命の安全に係わる重要業務を最優先として業務継続の確保に万全を期す。
- ② 地震により被災した業務資源の応急復旧を迅速に行い、重要業務の遅延・停止を可能な限り無くす。
- ③ 地震発生時には、限られた人員及び業務資源を組織の枠を越えて効率的かつ効果的に配分し、業務の継続を確保する。
- ④ 第四管区海上保安本部の職員等(来庁者を含む)の安全を確保する。

■ 2 想定災害と業務継続への影響

東海地震、東南海・南海地震(M7.3) : 中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」)を想定

被害想定

- ① 震度5強以上の区域は、**鉄道は3日間途絶し**、3日目以降は徐々に回復
- ② 庁舎周辺では、**震度6弱**の地震動
- ③ **一般電話は、輻輳時の通信規制により1週間以上はつながりにくい**
携帯メールは遅延はあるが使用可
- ④ **電気は、2日間の停止**
- ⑤ **水道は、3日間の停止**

業務継続への影響

- ① 勤務時間内発災 ⇒ 来庁者が**帰宅困難**
勤務時間外発災 ⇒ 発災直後の**参集は徒歩のみ**
- ② 庁舎は、**耐震化済み**であり、大きな被害はなし。
- ③ 通信は、**災害時優先電話、専用の情報通信ネットワークと携帯メールのみ**
- ④ 電気復旧まで、**非常用発電設備**を使用(通常の1/3の容量)
- ⑤ 水道は、**貯水タンク等**による利用に限定

第四管区海上保安本部 業務継続計画(BCP)の概要

■ 3 非常時優先業務の抽出

業務影響評価(当該業務が遅延・停止した場合における国民生活や経済活動に与える影響を経過時間毎に5段階で評価)を行い、1ヶ月以内にレベルⅢ(復旧対応を行うべきレベル)以上になる業務を「非常時優先業務」として抽出し、次のとおり整理

なお、「非常時優先業務」は、地震発生によって直接的に生じる「応急対策業務」と、地震発生の有無にかかわらず継続されるべき「一般継続重要業務」に分類

応急対策業務

地震発生によって直接的に発生する業務

※ 地震災害対策本部を設置して優先処理する業務

- ① 第四管区海上保安本部地震災害対策本部の設置
- ② 船艇・航空機の動員
- ③ 災害情報の収集及び提供
- ④ 救助・救急活動
- ⑤ 船舶交通の安全確保
地域航行警報の発出、船舶交通の制限、応急標識の設置等
- ⑥ 避難者・救助物資等の緊急輸送活動
- ⑦ 流出油等の防除活動
- ⑧ 応急復旧及び後方支援活動
応急通信手段の確保、支援物資調達、非常食の配給等

一般継続重要業務

地震発生の有無にかかわらず継続すべき業務

※ 地震災害対策本部要員が兼務し継続処理する業務

- ① 危機管理等関連業務
発災に伴うもの以外の事件・事故等への対応業務
(運用司令センター業務、地域航行警報等の発出業務等)
- ② 許認可等関連業務
業務中断が国民生活や経済活動に大きな影響を与える業務
(水路業務法に基づく許認可業務等)
- ③ 業務支援等関連業務
事務の停滞が海上保安部署等の業務遂行能力に大きな影響を与える業務

第四管区海上保安本部 業務継続計画(BCP)の概要

■ 4 業務継続のための執行体制の整備

要員の参集・行動等

- 1 応急対策業務の対応要員(地震災害対策本部要員)
 - ・ 地震災害対策本部規則により、四管区本部及び第四管区情報通信管理センター職員は同対策本部各室の構成員等として、あらかじめ指名・周知
- 2 一般継続重要業務の対応要員
 - ・ 当該重要業務を所掌する職員は、業務立ち上げ目標時間までに当該重要業務を立ち上げ、業務継続を確保
 - ・ 所管課等の長は、担当職員の参集状況等に応じ、対応要員を追加指名
- 3 発災時等の行動
 - ・ 四管区本部に直ちに自動参集し、非常時優先業務に従事
また、参集不可の場合は、最寄り事務所に参集
なお、勤務時間内に発災した場合は、非常時優先業務に直ちに従事
- 4 その他
 - ・ 責任者と連絡がとれない場合も適切に意志決定ができるよう、職務代行の順序に従い権限委任

■ 5 業務継続のための執務環境の確保等

庁舎・設備、備蓄、その他

業務継続計画には、次の点についても記載

- 1 庁舎内危険箇所への対応
- 2 各執務室における非常用電源確保
- 3 来庁舎分を含め全職員の3日分の食料と水、簡易トイレ等の備蓄
- 4 応急通信の確保
- 5 来庁者及び帰宅困難者への対応
- 6 庁舎内等の負傷者の救護
- 7 不足の事態時における代替施設での対策本部の設置
- 8 平素からの教育訓練
- 9 各職員における業務継続のための備え 等